

UR都市機構仕様書機材の 品質性能評価要領

一般財団法人 建材試験センター
平成20年 4月16日制定
平成29年 4月 1日最終改正

(目的)

第1条 この要領は、「適合証明業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)にて定める各種仕様書に規定される機材の品質性能評価を行うために必要な事項について定める。

(対象)

第2条 この証明では、別紙1に規定する機材を対象とする。

(申請)

第3条 申請者が申請に要する書類は、規程第6条(適合証明の申請)に定める書類として性能評価本部長が別に定める資料とする。

2 申請は、製品の用途・機能毎でかつ、商品名毎とし、製品の材料成分及び素材構成が異なるものは、その製品毎に申請するものとする。

3 申請者が申請しようとする機材の製造者又は販売者で、都市機構に対して当該機材の瑕疵による保証責任を負うことを申請書にて一般財団法人建材試験センター(以下「センター」という。)に宣言した者であること。

(証明方法)

第4条 証明は、別紙2に掲げる技術的基準及び規程に基づき、次の事項について審査し、評価・証明を行う。

(1) 機材の品質に関する事項

規程第13条による。

(2) 品質管理体制

別紙2に掲げる技術的基準について、書面、立ち入り等の適切な方法にて行う。ただし、JIS又はISO9001の認証を受けた工場については、書類での確認により基準適合性を判断してもよい。別紙2に掲げる技術的基準について工場調査を行う場合には、規程第13条による。

(有効期限)

第5条 評価書の有効期限は、評価書発行日より5年とする。

(その他)

第6条 センターは、次の場合には速やかに都市機構に報告する。

(1) 評価書を交付したとき

(2) 申請者が虚偽その他不正の手段により評価書を受けたことが明らかになったとき

(3) 当該評価に係る規定を変更したとき

[別紙1] 対象機材

「機材の品質判定基準」＜平成26年5月版＞

◆建築編◆

1. ウレタン系塗膜防水材料（バルコニー等床防水）
2. 無機質系塗膜防水材料（ポリマーセメント系塗膜防水材料）
3. 床下地材
4. 畳用防虫加工紙（布）
5. スリット材
6. うす畳

「機材の品質・性能基準」＜公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）＞

◆建築編◆

1. 優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材
 - (1) 玄関ドア
 - (2) アルミサッシ
 - (3) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前
 - (4) 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザ
 - (5) 浴室ユニット
 - (6) キッチンキャビネット（セクショナルキッチン・システムキッチン）
 - (7) 郵便受箱
 - (8) 手すりユニット
 - (9) 補助手すり
2. 事連協が独自に性能基準を定めている機材
 - (1) パイプシャフトドア
 - (2) 初期補修用プレミックスポリマーセメントペースト
 - (3) 初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル
 - (4) 量産ふすま
 - (5) マスチック塗材（A・C）
 - (6) 内装ドア・クロゼットドア

◆機械編◆

1. 優良住宅部品評価基準において定めている性能等による機材
 - (1) 便器
 - (2) 洗面化粧ユニット
 - (5) 洗濯機用防水パン
 - (6) 浴槽

「機材及び工法の品質判定基準」＜保全工事共通仕様書（平成26年版）＞

◆機材編◆

1. 速硬軽量モルタル
2. 厚付けモルタル
3. 錆止め兼用ウレタン樹脂ペイント塗り（UE）
4. ワンデイフィニッシュペイント（OFP）
5. フレックスエマルジョンペイント（FEP-I／FEP-II）
6. フレックスコート（FC）
7. リフレッシュペイント（RP）
8. 乾式遮音二重床工法用下地材

＜その他＞

都市機構が必要とする機材の内、建材試験センターが評価可能な機材

[別紙2] 技術的基準

審査項目	審査基準	審査資料	確認方法
1. 対象機材の特定	当該機材の構成等が特定されていること	機材の構成を示した資料（仕様概要書、構成図等）	図書 機材の構成が特定されていることを確認
2. 品質性能の確認	当該機材が都市機構の指定する基準に規定するものであり、性能値が基準を満足していること	次の条件に適合する試験報告書 ・都市機構の指定する基準で定める試験方法に従って実施されていること ・公的試験機関（出張試験を含む）又はセンターが登録した試験所で実施された試験であること。 ・評価対象の機材から抜き取られたサンプル又は試作品について試験されていること。	図書
		試験報告書の発行日から5年を経過しているものについては、自社試験・検査のデータ	図書 作られているものが変わらないこと
3. 製造組織	製造者、証明取得者の概要並びにその関係が明らかであること	・工場の概要（名称、住所、資本金）が記載された書類（パンフレット等） ・製造者と証明申請者が異なる場合、その関係を示した書類	図書（工場概要はパンフレット可）
	当該機材を製造できる能力があること	工場の組織図 生産実績	図書
4. 品質管理体制	適切な品質管理のもとで製造が行われていること	次の(1)、(2)いずれかの資料	—
		(1) JIS, ISO9001認証の認証書の写し	図書
		(2) 品質管理体制を示す次の資料	図書並びに工場
		① 対象機材の社内規格 社内規格（マニュアル、システム、規程、指示票類などを含む）を体系的に示した書類（規格一覧表で可） 決裁者、責任部門及び品質管理に関する責任者とその権限などを併記した書類	
② 対象機材の工程概要図 原材料の入荷から機材の出荷に至る各工程と管理箇所を示した書類			
5. 品質管理能力	安定して供給できる体制であること	次の(1)、(2)いずれかの資料	—
		(1) JIS、ISO9001認証の認証書の写し	図書
		(2) 品質管理能力を示す次の資料	図書並びに工場
		① 対象機材の品質 最近（6か月程度）の不合格品の発生状況及びその処置方法	
		② 主要試験・検査設備及びその管理状況 対象機材の主要試験・検査設備名とその仕様及びその管理方法	
③ 苦情処理の概要 苦情処理に対する社内対応を図示及びその責任者を記入した書類			

審査項目	審査基準	審査資料	確認方法
6. 機材の施工・設置	機材の納品後の取扱い、問い合わせ先について、納入先に必要な事項が書面等にて伝達されること 維持保全のために構成部品の交換が想定される機材については、所定の期間部品を保管し供給体制を維持すること	施工又は設置の要領書	図書
		機材に関する連絡先	図書
		所定の期間部品を保管し供給体制を維持する旨の説明資料	図書並びに工場 (ISO9001、JIS認証のない工場は、工場での確認を行う)